

やまなし縁結びサポート事業実施要綱

(目 的)

第1条 当事業は、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組として、独身者に出会いの機会を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「やまなし縁結びサポーター」とは、第4条第5項に基づき登録証の交付を受けて独身者の出会いの場となるパーティー、食事会、旅行、体験活動等のイベント（以下、「出会いイベント」という。）の企画・実施を行う企業・団体をいう。

2 この要綱において、「メールマガジン会員」とは、「やまなし縁結びサポーター」が実施する出会い イベントの情報を、パソコンや携帯電話で受け取る者をいう。

(やまなし縁結びサポーターの対象者)

第3条 山梨県内に事務所又は事業所等がある法人及び団体等（宗教法人（団体）及び政治団体並びに結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を業とするものを除く。以下、「団体等」という。）は、やまなし縁結びサポーターになることができる。

2 山梨県暴力団排除条例第6条に基づき、前項に定める団体等が次の各号の一に該当するときは、前項に関わらず、やまなし縁結びサポーターになることができない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- 二 暴力団若しくは法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体等
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている団体等
 - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している団体等
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体等
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している団体等
 - オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している団体等
 - カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している団体等

(やまなし縁結びサポーターの登録)

第4条 やまなし縁結びサポーターになろうとする者は、県に対し「やまなし縁結びサポーター登録申込書」(様式1)及び「応募資格誓約書」(様式1の2)を提出するものとする。

- 2 県は、書類審査、面接、現地調査等により登録申込みの内容を審査し、やまなし縁結びサポーターとして適当であると認めるときは登録を行うこととする。
- 3 前項において、前年度以前に、県の指導に従わない、他のやまなし縁結びサポーターに対する迷惑行為、社会的信用を損なう行為を行うなど、不適切な行為があったやまなし縁結びサポーターについては、登録を行わないこととする。
- 4 県は、登録申込者が第3条第2項に該当する者であるかを必要に応じ警察本部に照会し確認するものとする。
- 5 県は、やまなし縁結びサポーターに登録したときは、登録証を交付するものとする。
- 6 登録内容が変更になった場合は、「やまなし縁結びサポーター登録変更届」(様式2)を提出するものとする。
- 7 登録を辞退する場合には、「やまなし縁結びサポーター辞退届」(様式3)を提出するものとする。
- 8 登録に際し、県への登録料・手数料等の料金は要しない。
- 9 登録証の有効期間は、登録証を交付した年度の翌々年度の年度末までとする。

(出会いイベントの実施)

第5条 出会いイベントは、やまなし縁結びサポーターが別に定める「出会いイベント実施計画書」に基づき実施する。なお、県は必要に応じ助言できるものとする。

- 2 やまなし縁結びサポーターは、出会いイベントの実施に当たり、次のことを遵守しなければならない。
 - 一 出会いイベントを実施する経費については、山梨県は助成しないため、やまなし縁結びサポーターが負担すること
 - 二 出会いイベントの実施に際し、参加者から参加料を徴収する場合は、当事業の趣旨を踏まえ、適正な水準の参加料を設定すること
 - 三 出会いイベントの内容は、参加者が安心して参加できるものとし、公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でない認められる内容を含まないこと
 - 四 特定の商品の販売、販売の斡旋又は当事業以外の業務への勧誘など、当事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと
 - 五 出会いイベントを安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上の必要な配慮や、出会いイベントの企画実施に当たって必要な周辺環境等への配慮など、事故防止に万全を期すこと
 - 六 イベントを開催するにあたっては、関係する法令を遵守すること
 - 七 出会いイベントに関する参加者からの一切の苦情等については、責任と誠意を持って対応すること

- 3 やまなし縁結びサポーターは、出会いイベントを実施しようとするときは、県に「出会いイベント実施計画書」（様式4）を提出することとする。
- 4 県は、出会いイベント実施計画書の内容を確認、調整した上で、県が運営するホームページ及びメールマガジンにて、出会いイベント情報の発信を行うこととする。
- 5 やまなし縁結びサポーターは、出会いイベント終了後、速やかに「出会いイベント実施結果報告書」（様式5）により実施状況を県に報告することとする。

（個人情報の適正な取扱い）

- 第6条 やまなし縁結びサポーターは、当事業の実施に当たり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び山梨県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱わなければならない。やまなし縁結びサポーターの登録辞退、第4条第3項及び第7条に基づきやまなし縁結びサポーターでなくなった後においても同様とする。
- 2 出会いイベントへの申込者や参加者の個人情報は、やまなし縁結びサポーターの責任の下、厳重に管理することとし、他の目的に利用してはならない。
 - 3 やまなし縁結びサポーターは、参加者の個人情報の問い合わせには、事前事後を問わず応じないこと。
 - 4 やまなし縁結びサポーターは、参加者間の個人情報の交換は、個人間の自己責任において行わせること。

（やまなし縁結びサポーター登録の取消）

- 第7条 次の各号の一に該当する場合は、県は、やまなし縁結びサポーター登録を取り消し、その旨を通知するものとする。
- 一 本要綱に反する行為があったと認められる場合
 - 二 県の指導に従わない、他のやまなし縁結びサポーターに対する迷惑行為、社会的信用を損なう恐れがあるなど、やまなし縁結びサポーターとして不適切な行為があったと認められる場合
- 2 前項の場合において、やまなし縁結びサポーターは速やかに登録証を返還しなければならない。

（メールマガジン会員）

- 第8条 メールマガジンによる出会いイベント情報の配信を希望する者は、県に対し、配信を希望するメールアドレスを登録するものとする。
- 2 前項の登録は、県が運営するホームページ及び携帯電話向けサイトを通じ行うこととする。
 - 3 県は、メールマガジン会員が、当事業の目的に反する利用をした場合並びに他の出会いイベント参加者及びやまなし縁結びサポーター等に対する迷惑行為があった場合には、当該会員の登録を取消することができる。

(県の事務)

第9条 県は、他に規定するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 やまなし縁結びサポーターの募集、審査、登録
- 二 メールマガジン会員の募集、登録
- 三 やまなし縁結びサポーターへの指導、助言、支援
- 四 交流会等の実施
- 五 ホームページ及びメールマガジンによる出会いイベント情報の発信
- 六 その他やまなし縁結びサポート事業の実施に関し必要な事項

第10条 この要綱を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年1月11日から施行する。

ただし、メールマガジンについてはシステム構築後から運用する。

様式1

やまなし縁結びサポーター 登録申込書

やまなし縁結びサポート事業事務局 御中
(山梨県企画県民部 県民生活・男女参画課)

申込者 住所 〒

企業・団体等名称
代表者氏名

やまなし縁結びサポート事業の趣旨に賛同し、下記のとおりやまなし縁結びサポーターとして申し込みます。

企業・団体等の業種			
所属する経済団体・労働組合等上部組織名称			
実施した出会いイベントの概要等及び今後実施予定のイベントの概要			
TEL		FAX	
URL		E-mail	
担当者	住所：〒 所属・職・氏名： TEL： FAX： E-mail：		
県のHPへの掲載	同意 ・ 不同意		

- 企業・団体等の業種については、貴企業・団体の主たる事業を記入してください。ただし、事業がわかるパンフレット等があれば、それに代えることができます。
- 記載欄が不足する場合は、別紙により提出いただいても構いません。
- 受付後、記載内容等を確認し、後日、登録証をお送りします。

提出先：〒400-8508 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県企画県民部 県民生活・男女参画課 やまなし縁結びサポート事業事務局

TEL：055-223-1350 FAX：055-223-1354

E-mail：kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

様式1の2

応募資格誓約書

やまなし縁結びサポーターの申し込みにあたり、下記の事項について誓約します。
なお、必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 照会の結果、上記について該当の事実が判明した場合は、登録を取り消されても異議ありません。

年 月 日

やまなし縁結びサポート事業事務局 殿

申込者 住 所：

企業・団体名：

代表者名：

㊞

様式2

やまなし縁結びサポーター 登録変更届

年 月 日

やまなし縁結びサポート事業事務局 御中
(山梨県企画県民部 県民生活・男女参画課)

申請者 住所 〒

企業・団体等名称
代表者氏名

以下のとおり変更しましたので、届け出ます。

項目	変更前	変更後
住所		
企業・団体名称		
代表者氏名		
TEL		
FAX		
URL		
E-mail		
担当者	住所：〒 所属・職・氏名： TEL： FAX： E-mail：	住所：〒 所属・職・氏名： TEL： FAX： E-mail：

○変更があった箇所のみ記入してください。

様式3

やまなし縁結びサポーター 辞退届

やまなし縁結びサポート事業事務局 御中
(山梨県企画県民部 県民生活・男女参画課)

申請者 住所 〒

企業・団体等名称
代表者氏名

やまなし縁結びサポーターとしての登録を辞退します。

辞退年月日	年 月 日
辞退の理由	
担当者	住所：〒 所属・職・氏名： TEL： FAX： E-mail：

○ 辞退後も登録申請書をいただければ、再度登録は可能です。

様式4

出会いイベント実施計画書

主 催 者		
担 当 者		氏名： 連絡先：
イベント実施日	年 月 日	
イベント実施時間	時 分 ～ 時 分	
イベント開催場所	住 所： TEL：	
イベントのタイトル (サブタイトル)		
イベントの内容		
募集人数	男性	名
	女性	名
参加料金	男性	円
	女性	円
応募条件 (年齢、お住まい等)		
申込締切日	平成 年 月 日 (曜日) (締切日まで受付 ・ 定員になり次第締切) ○を付けて下さい。	
問い合わせ・申し込み先		
キャンセルに関する事項	平成 年 月 日 (曜日) 以降 キャンセル料： 円	
そ の 他		

様式5

出会いイベント実施結果報告書

主 催 者		
担 当 者		氏名： 連絡先：
イベント実施日	年 月 日	
イベント実施時間	時 分 ～ 時 分	
イベント開催場所	住 所： TEL：	
イベントのタイトル		
イベントの内容		
参加人数	男性	名
	女性	名
成立したカップル数		組 (不明の場合記入不要)
イベントを開催して、気がついたことがあれば記入してください。		